

都市と交通

通巻 125 号

巻頭言：メリハリのある一層の無電柱化推進に向けて
～東京工業大学 副学長・教授 屋井 鉄雄…………… 1

特 集：無電柱化のさらなる推進に向けて

1. 各 論

- ◆無電柱化に関する近年の取組みについて…………… 2
- ◆道路における新設電柱の抑制に向けた対応方策…………… 5
- ◆市街地開発事業等における無電柱化の促進…………… 7
- ◆電力事業者の無電柱化の取組…………… 9

2. 取組事例

- ◆巢鴨地蔵通りの取組み…………… 12
- ◆無電柱化を活用した
宇都宮市の「歩いて楽しい道路空間づくり」…………… 14

公益社団法人 日本交通計画協会
編集協力 国土交通省都市局街路交通施設課



巻頭言

メリハリのある 一層の無電柱化推進に向けて

東京工業大学
副学長・教授
屋井 鉄雄



はじめに

本年7月、ほぼ3年ぶりの海外出張で訪れたエストニアで感じたことをまずお伝えしたい。タルツ旧市街地を歩きながら、人口10万人に満たない旧ソ連の都市でも、歩行者に優しい空間を継続的に改善し続けている様子に感激した。もちろん、無電柱化が終わっている。10分も歩けば電柱の残る住宅地はあるが、それでも高圧線は地下に埋設されている様子であった。

その後、タリンまで列車で移動したが、途中の小さな駅近くも電柱電線にはまずお目にかかれなかったし、タリンの旧市街地、再開発された都心部や臨海部、あるいは他の住宅地開発などで、電柱1本見ることができなかった。近年イノベーション推進で新興国に迫られる日本であるが、都市づくりの基本では新興国と言われたエストニアに遥か以前から先行されていたのかもしれない。

新興国ではないが、ロンドンと東京の中心から100km前後に位置する人口10万人未満の地方都市のメインストリートを、当研究室の学生が比較してみたところ、ロンドンで対象とした25都市すべてで電線が見られなかったのに対して、東京の20都市では3割ほどしか無電柱化が達成されていなかった。地方部の魅力向上のためメリハリある無電柱化はやはり急務であろう。

無電柱化のメインアクター

さて、新たな国の無電柱化推進計画では事業の責任主体を明確化した。激甚災害などで電柱が倒壊して緊急輸送の障害となる道路は引き続き国土交通省が中心になって取り組むが、自然災害で電力が途絶えるなどの障害を減らすレジリエンス強化は電力会社自らが責任をもって取り組むことになった。

このように電線事業者の主体的整備を明確に示したことは、今後の無電柱化促進にとって、極めて重要と断言できる。なぜなら、低コスト化1つを取り上げても、共同溝方式に頼って高コスト化した現状を抜本的に変える技術開発は、当事者である電力会社が主体的に取り組まなければ不可能なためである。

筆者はすでに10年近く、特殊部の蓋1枚、ケーブル・シースの曲率半径に至るまで、低コスト化の可能性を電力会社とさまざまな場面で協議させていただいた。ただ、そのような個別パーツの検討に終始しても、木を見て森を見ずに陥る可能性が高いと感じる。

低コスト化が可能と思える典型例

極端な例を2つ挙げておこう。1つは特殊部とその開口部の広さである。共同溝方式が始まる以前の地上変圧器周囲の舗装面には開口部がない。一方、近年の

整備では幅4m近くにも及ぶ開口部も設置されている。前者は電力会社が自ら設置した特殊部であり、歩道を掘り返すことは減多にないという考え方である。一方、後者は万一の作業に最大限配慮したもので、それを道路管理者が整備したものである。

もう1つの例はワシントンD.C.の無電柱化事業である。ハリケーンなどによる広域災害に備え、倒木によるケーブル切断を避けるため、高圧線のみ地下化が行われた。その事業では、驚くべきことに柱上の変圧器をそのまま車道地下に移設し埋設しているようだ。すべてではないだろうが、電力会社の直営事業ならではの低コスト化の工夫と言えよう。

送配電会社による一層の推進の期待

電力各社の5か年事業計画が7月末に出そろった。この計画をもとに第1期のレベニューキャップが決まるため、無電柱化の位置づけが大いに気になるところであった。各社の計画を概観すると、次世代投資計画として1枚の図を示す電力会社が多くある。そして、その図の中に無電柱化を明示的に含めているか否かで、無電柱化を投資とみているかが理解可能で、会社間の温度差を読み取れる点が興味深い。

電力会社は国の計画に呼応して、2027年までの事業期間に合計200km程度の無電柱化を主体的に行うとされる。レジリエンス強化に向けた一歩である。次の事業期間には、無電柱化の位置づけをコストから未来への投資へとそろって転換し、レジリエンス強化のみならず、電力会社が考える未来社会の条件に交通安全や景観を織り込み、その意義を利用者に積極的に説明して、理解を深める継続的活動を期待したい。

新市街地整備における課題解消

なお、都市整備に関しては、一時、市街地整備に関わる新設電柱の多さが話題になったが、資源エネルギー庁の新たな調査によれば、その多くが極めて小規模な住宅建設に伴う民地内の電柱増設であることが明らかになった。このような新設電柱が幹線道路に倒壊する懸念がなければ、景観などを含めても無電柱化の優先度は高くない。

他方、新設電柱の増加量として割合が少ないものの、計画的市街地整備において、デベロッパーが無電柱化を計画しても、地元自治体が完成インフラの引き受けを躊躇するため、電柱電線が残る街並みが新たに形成されることも明らかになっている。このような実態を早々に把握して、国としても統一的な考えのもとで方針を定め、必要な対応を進めることに期待したい。

1

各論

1-1 無電柱化に関する近年の取組みについて

国土交通省 都市局 街路交通施設課

1. はじめに

日本全国には、約3,600万本の電柱が存在し、毎年数万本単位で電柱が増え続けている状況にあります。たとえば、大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することにより道路の寸断が発生し、円滑な救命・救急活動が阻害されるなど、さまざまな観点から、無電柱化を進める必要があります。

また、海外に目を向けると、ロンドン・パリなどのヨーロッパの主要都市や香港・シンガポールなどのアジアの主要都市ではすでに無電柱化が概成し、電柱や電線に遮られない空は当たり前風景になっています。

このため、無電柱化は、道路の防災性能の向上や通行空間の安全性・快適性の確保、良好な景観形成を目的として、道路の地下空間を活用して電力線や通信線を管路に収容する地中化方式や、表通りの無電柱化を行うため裏通り等に電柱・電線等を移設する裏配線などの方式により、整備が進められてきました。

以下では、国土交通省、資源エネルギー庁、総務省（以下、関係省庁という）が連携して進めている取組みについて紹介します。

図－1 無電柱化の目的
①防災（道路の防災性能の向上）



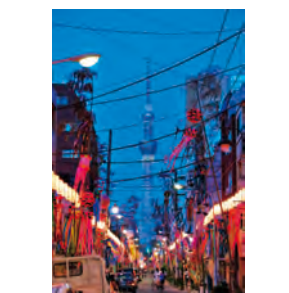
2019年台風第15号による電柱倒壊

図－2 無電柱化の目的
②安全・快適（通行空間の確保）



電柱が邪魔で車道にはみ出す児童

図－3 無電柱化の目的
③景観（良好な景観形成）



ランドマークのスカイツリーを邪魔をしている電柱と電線

2. 無電柱化に関する近年の動き

無電柱化は、昭和60年代からの累次の無電柱化推進計画に基づき整備を推進されてきており、さらに、平成28年12月には、「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という）」が施行され、第12条にも記載がある通り、「関係事業者は、道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、電柱または電線を道路上において新たに設置しないようにする」など、無電柱化を強力に推進することとされました。

令和3年5月には、「無電柱化法」第7条に基づき、平成30年4月策定の前計画に代わる新たな「無電柱化推進計画」（以下、「推進計画」という）が策定され、「脱・電柱社会」を目指すため、徹底したコスト縮減や事業のさらなるスピードアップに加え、「新設電柱を増やさない」という取組姿勢とともに、道路事業や市街地再開発事業等の実施に際し、関係者が連携して無電柱化を進めるべきことが明記されました。

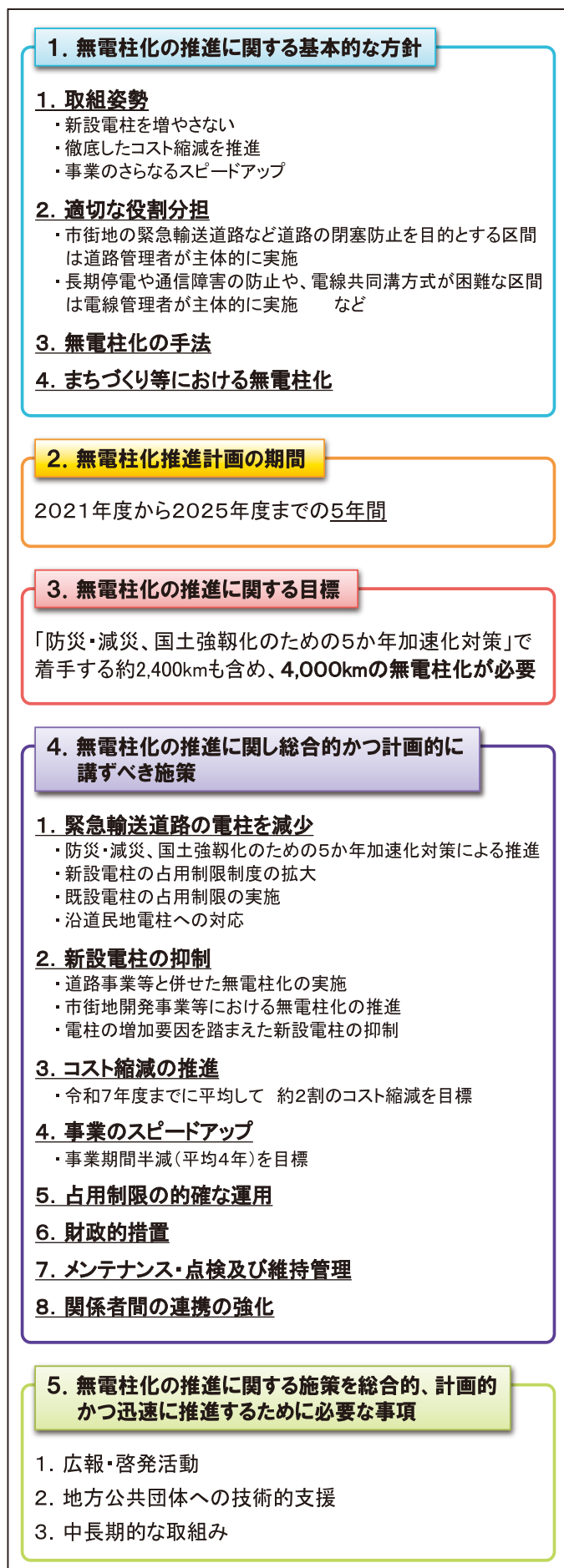
さらに、推進計画には、令和3年度から令和7年度までの5年間で新たに約4,000kmの整備目標を掲げています。昭和61年度から令和2年度までに全国の無電柱化整備延長（着手ベース）約11,700kmと比較すると、無電柱化のスピードアップが必要となっています。

図－4 「無電柱化の推進に関する法律」概要

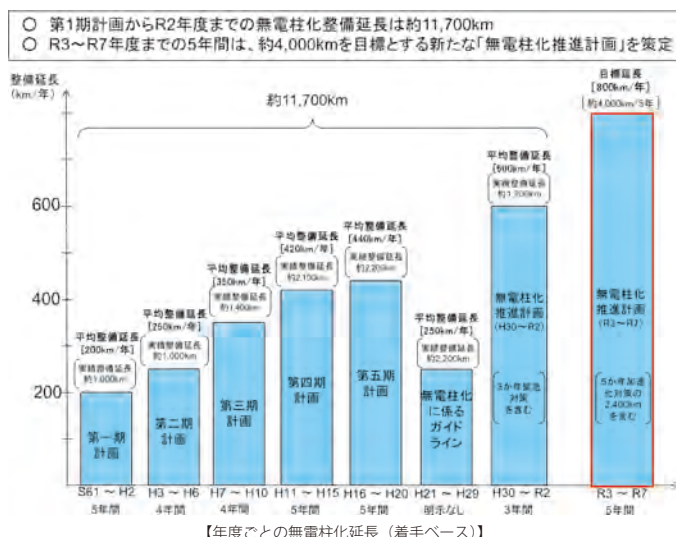
目的	
災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等を定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献	
基本理念	
1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進	無電柱化の推進に関する施策
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担	
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献	
国の責務等	
1. 国 無電柱化に関する施策を策定・実施	無電柱化の推進に関する施策
2. 国・地方公共団体 地域の状況に応じた施策を策定・実施	
3. 事業者 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発	
4. 国民 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力	
無電柱化推進計画(国土交通大臣)	
基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表（総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者、電気通信事業者の意見を聴取）	
都道府県・市町村無電柱化推進計画	
都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）（電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取）	
1. 広報活動・啓発活動	
2. 無電柱化の日（11月10日）	
3. 必要な道路占用の禁止・制限等の実施	
4. 道路事業や市街地開発事業者は、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施	
5. 調査研究、技術開発等の推進、成果の普及	
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等相互に連携・協力	
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施	

平成28年12月9日成立

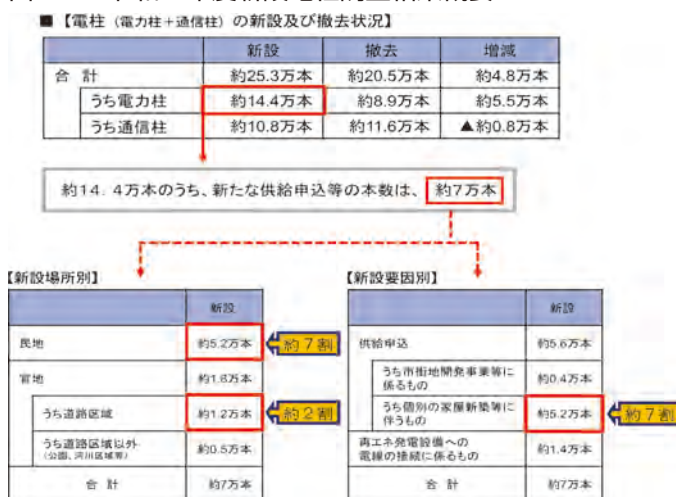
図－５ 無電柱化推進計画（概要）



図－６ 無電柱化の整備延長の推移



図－７ 令和3年度新設電柱調査結果概要



3. 新設電柱の増加要因の調査・分析

推進計画にも示された、「新設電柱を増やさない」という取組みの実現に向け、まずは、毎年数万本単位で電柱が増え続けている状況を把握するため、令和3年度に関係省庁が連携し、新設電柱の増加要因の調査・分析を行いました。

令和3年4月から令和4年3月までの1年間で、既設電柱の更新や支障移設などの撤去に伴う再設置した本数、供給申込等で電柱を新たに設置した本数、無電柱化等で撤去した本数を集計した結果、電力柱は合計で約5.5万本の増加、通信柱は約0.8万本の減少となり、併せた電柱の本数で約4.8万本増加したことが確認されました。

また、再設置を除く新設電柱の設置本数は約7万本あり、それらの設置場所を見ると、約7割が民地内に設置され、道路上にもまだ約2割が設置されています。

さらに、同7万本の新設要因は、約7割が個別の家屋新築等に伴う供給申込、その他約2割が再生可能エネルギー

図－８ 電柱新設のケースと主な対応方策

電柱新設のケース	対応方策	電柱新設のケース	対応方策
ケース① 一定規模の住宅建設等（市街地開発事業等外）に伴う供給申込	【①-1:施工法の効率化】 (1)上下水道と同時期に予め電力管路を設置する 新たな施工法を検討 【電力】 【①-2:無電柱化に係るコストの削減】 (1)ケーブル、機器等の標準化と共同調達によるコスト削減【電力】 (2)側溝や小型ボックスの活用等低コスト手法の普及拡大【電力・通信、道路、都市】	ケース④ 再エネ発電所の建設に伴う電柱新設	【④:太陽光発電の分割抑制】 (1)保安規制の順守徹底と不要な電柱増加を防ぐため、 太陽光発電など発電設備の分割規制を強化 【電力】
ケース② 市街地開発事業等に伴う電柱新設	【②-1:費用負担の見直し】 (1)電線共同溝法の指定を受けた地区内の幹線道路の無電柱化について、 R3年度に補助対象を拡充 【都市】 (2)電線共同溝法の指定道路以外でも、 一般送配電事業者が費用を一部負担するよう託送供給等約款を改定 【電力】するとともに、 施行者等負担分についてR4年度に新たな支援制度を創設 【都市】 【②-2:施工法の効率化】 (1)無電柱化のスピードアップに向けた 一体的な設計・施工の実施拡大 【電力・通信、道路、都市】 【②-3:普及啓発】 (1)自治体職員に向けた ガイドラインの作成等 （取組事例の横展開を含む）【道路、都市】	ケース⑤ 緊急輸送道路及び沿道民地への電柱の新設	【⑤:緊急輸送道路の被害拡大防止】 (1)緊急輸送道路全線において 新設電柱の占用制限措置 を行うため、整備局等より 市町村へ措置の導入を促す 【道路】 (2)沿道民地において 届出対象区域の導入 を図る（直轄国道から優先的に導入）。【道路】
ケース③ 既存の配電網から離れた住宅や施設への供給ルートの建設	【③:優先度に応じた対応】 (1)レジリエンスの観点から重要なルートについて、 低コスト化手法を活用しながら無電柱化を実施 【電力・通信】	ケース⑥ 供用後1年以内の道路に電柱新設	【⑥:道路整備時の無電柱化】 (1)同時整備の課題把握、自治体へ 趣旨の徹底 を促す【道路、都市】 (2)郊外の緊急輸送道路等について、 道路整備と同時に管路等を埋設する整備 を推進する。【電力・通信、道路、都市】
		ケース⑦ 個別や数戸の住宅や施設等への供給申込による電柱新設	【⑦:既設電柱の削減】 (1)既設の電柱の 効率的配置による電柱の削減や、電力線と通信線の共架 を推進する。【電力・通信】 (2) 無線基地局や病院等の重要施設への単線の供給ルート 等を選定し、道路状況等に応じて、 無電柱化を実施 【電力・通信】 (3) 光ファイバーの地中化を図るための下水道管の活用 【通信】 (4)緊急輸送道路については、 電柱の更新時期や道路の拡幅工事等に合わせた移設や電線共同溝による無電柱化 を図る。【電力・通信、道路】 (5)自治体や事業者による 小規模開発の無電柱化事例を、新たに数戸の住宅開発を行う事業者に対しPRし、無電柱化を促す 。【電力・通信】

の発電設備への電線接続に係るものであることが確認されました。

4. 新設電柱の抑制に向けた対応方策

新設電柱の増加要因の調査・分析結果を踏まえ、令和4年4月20日には、関係省庁によって対応方策を取りまとめました。対応方策は、調査結果をもとに電柱が新設されるケースを類型化し、ケースごとに対応方策を立案しています。

対応方策には、令和4年度から新たに創設した支援制度や令和4年1月から運用を開始した託送供給等約款の改定のほか、これまで無電柱化の大きな課題であった多様な関係者との調整について、電線管理者が窓口となり、すべての設計・施工を一体的に実施し水平展開を実施することなどが含まれています。道路管理者や道路（街路）事業者の負担軽減にもつながる対応方策もありますので、対応方策を確認し、さらなる無電柱化のスピードアップにつなげて

いただければ幸いです。今後も対応方策に基づき、新設電柱の抑制に向けたさまざまな取組みを実施、検討してまいります。

5. おわりに

新設電柱の抑制や無電柱化の推進へつなげるために、国土交通省は、関係省庁と連携し、必要な対策や支援の検討等を進めていくとともに、今後もさまざまな機会に関係者に対して周知を図っていきます。さらに、これらの取組みを実効性のあるものとしていくためには、道路管理者（自治体）や電線事業者、開発事業者等の関係者のご理解や取組みに関する協力が不可欠であることに加え、国民の皆さまには、無電柱化の取組みや事業に関する理解と関心を持っていただくことが重要です。本特集が無電柱化へ関心を持っていただくことのきっかけになることを期待しています。

1-2 道路における新設電柱の抑制に向けた対応方策

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 荒谷 芳博

1. はじめに

これまで国土交通省では、関係省庁と連携して無電柱化の取組みを進めてきました。しかし、全国には依然として数千万本の電柱が存在し、毎年数万本単位で増え続けている状況にあります。

令和3年5月に策定した「無電柱化推進計画」（国土交通大臣決定、計画期間令和3～7年度）では、「脱・電柱社会」を目指すため、

- ・新設電柱を増やさない
特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させる
 - ・徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす
 - ・事業の更なるスピードアップを図る
- を取組み姿勢として掲げています。

そこで令和3年度、関係省庁（国土交通省、経済産業省資源エネルギー庁、総務省）が連携して新設電柱の増加要因を調査・分析を行い、その結果を踏まえた対応方策を令和4年4月に取りまとめました。

関係省庁が連携して対応方策を推進し、新設電柱の抑制に取り組んでおり、今般、道路における対応方策について紹介します。

2. 電柱新設のケースとその対応方策

令和3年度の新設電柱の調査結果のうち、道路においては、緊急輸送道路及び沿道民地への電柱の新設や、供用後1年以内の道路に電柱の新設のケースがありました。これらへの対応方策として、占用制限措置、届出対象区域の導入、道路整備と同時に管路等を埋設することとしており、以下に紹介します。

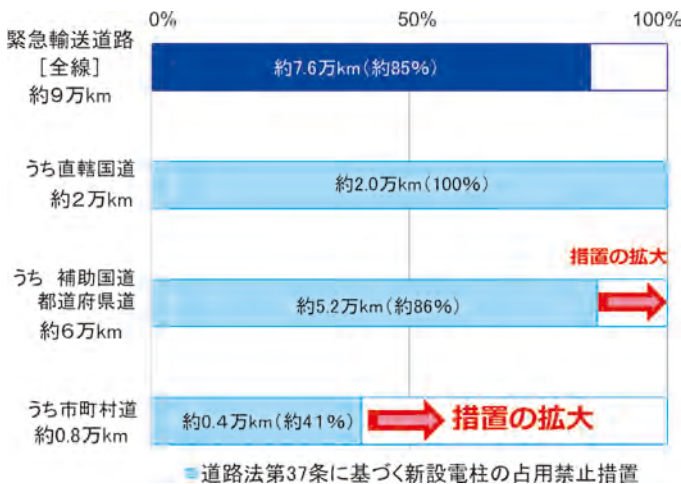
3. 緊急輸送道路全線において新設電柱の占用制限措置

高速道路を除く緊急輸送道路約9万kmのうち、約7万6千km（約85％）において、道路法第37条に基づく、新設電柱の占用を禁止する措置を実施しています。

令和3年度の調査では、緊急輸送道路で新設電柱の占用制限措置が導入されていない道路に電柱が新設されていました。

この対応方策として、全線での措置に至っていない都道府県・市町村について、関係省庁の協力も得つつ、整備局等による支援を通じて措置の実施を促すこととしています。

図－1 道路種別ごとの措置状況（令和3年9月時点）



道路 管理者	緊急輸送道路管理自治体数				
	① ＋ ② ＋ ③	占用禁止措置の実施		未 実施 ③	
		① ＋ ②	うち 全線 実施 ①		うち 一部 実施 ②
都道府県 〔補助国道 都道府県道〕	47	45	35	10	2
市町村 〔市町村道〕	1,109	105	80	25	1,004

4. 届出対象区域の導入

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、道路法改正（令和3年9月施行）により、沿道区域を設定し、当該区域内に届出対象区域を設定、区域内に電柱を設置する際は、道路管理者への届出、届出に対し、勧告できる「届出・勧告制度」を創設しました。

写真－１ 沿道民地の電柱が倒壊し道路閉塞した例

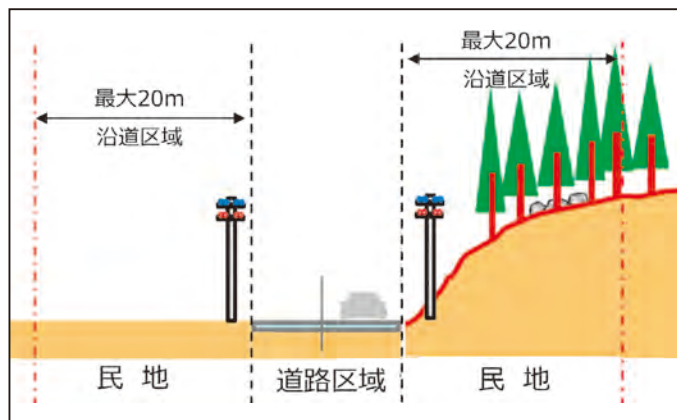


国道55号 高知県安芸市

倒壊により道路の構造に損害を及ぼし、または交通に危険を及ぼす工作物のうち、柱状の工作物を対象として沿道区域制度における届出対象区域の具体的な考え方や運用方法等を記載したガイドラインを令和4年9月に策定しました。このガイドラインは国土交通省ウェブサイトの無電柱化サイトに掲載しています。

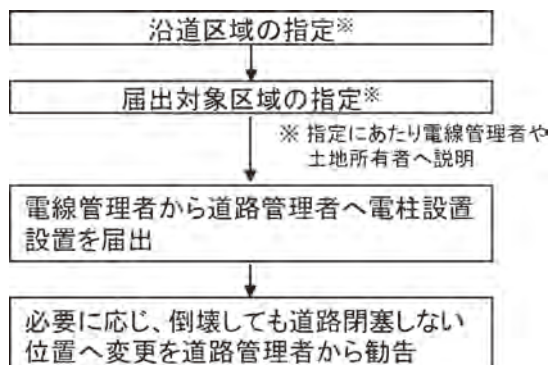
今後、まずは直轄国道の中で、大規模地震の発生時の道路啓開計画の対象となっている緊急輸送ルートなど、重要な緊急輸送道路を対象に指定に向け手続きを進めることとしています。

図－２ 沿道区域・届出対象区域のイメージ

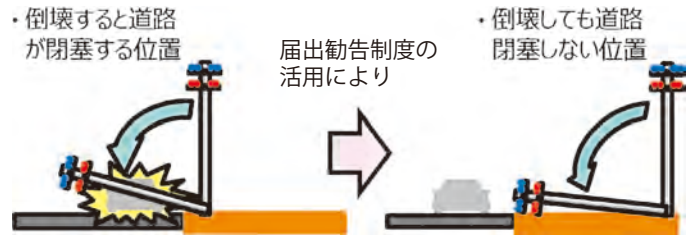


※届出対象区域は沿道区域の中で設定

図－３ 手続きの流れ



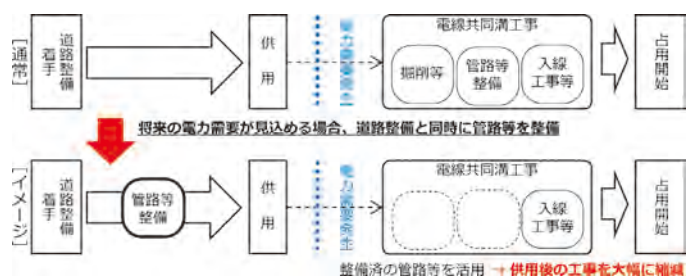
図－４ 道路の閉塞を防止する仕組み（イメージ）



5. 道路整備と同時に管路等を埋設

道路事業や市街地開発事業等の実施時には、原則無電柱化を実施するとともに、将来の電力需要が見込める場合、道路整備と同時に管路等を整備する取組みを推進します。

図－５ 将来の電力需要が見込める場合の整備（イメージ）



6. おわりに

本稿では、道路における新設電柱の抑制に向けた対応方策を紹介しました。

無電柱化は「道路の防災性の向上」「通行空間の安全性・快適性の確保」「良好な景観形成」などの観点から、いかにコスト縮減の推進、事業のスピードアップ、新設電柱の抑制を図るかが重要です。

また、無電柱化を加速するためには、関係省庁、道路管理者、電線管理者、地方公共団体、地元関係者との連携が不可欠です。

今回紹介した内容をはじめ、無電柱化に関する内容を幅広く国土交通省ウェブサイトで紹介しているので参考にいただければ幸いです。

1-3 市街地開発事業等における無電柱化の促進

国土交通省 都市局 市街地整備課

1. 市街地開発事業における無電柱化

平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下、無電柱法という）」が施行され、同法第12条の前段において、「関係事業者（道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者）は、道路事業や、市街地再開発事業などの市街地開発事業等が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱または電線を道路上に新たに設置しないようにする」旨が規定され、市街地開発事業を実施する際にも無電柱化が原則となりました。市街地開発事業等における無電柱化の利点は、魅力的な街区の形成や、結果としての地区全体の資産価値の向上であり、駅前や中心市街地の幹線道路など、都市の顔となるような地区を中心に無電柱化の取組みが進められています（図－1）。

図－1 市街地開発事業等における無電柱化の取組み



一方で、関係省庁（国土交通省、資源エネルギー庁、総務省）が連携して令和3年度に実施した新設電柱増加要因の調査・分析によると、全体の年間増加本数は約4.8万本となりました。また、市街地開発事業等の施行地区（事業地区）内では年間約4千本程度の電柱が新設されており、無電柱化の推進に向けた一層の取組みの強化が必要となっています。

国土交通省都市局・住宅局は、令和2年3月19日に、市街地再開発事業等の市街地整備事業における無電柱化の運用について整理した「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の運用について（技術的助言）」を地方公共団体等に通知しました。通知では次

のとおり留意点が整理されています。

- 市街地開発事業等の施行者または施行予定者は、道路掘削工事着手の基準日の2年前までに関係事業者へ通知するが、都市計画決定など可能な限り早い段階で行うことが望ましいこと。
- 関係事業者が行う無電柱化工事のうち、市街地開発事業等の工事と重複する部分については、施行者が整備することができること。
- 関係事業者のみならず道路管理者とも適切な連携を図ること。

そして、新たな無電柱化推進計画（令和3年5月25日国土交通大臣決定）の策定を踏まえ、国土交通省としても、さまざまな施策を総合的に展開しているところです。

2. 無電柱化まちづくり促進事業の創設

市街地開発事業等における無電柱化に対する主な支援制度は以下の通りです。

○電線共同溝方式による無電柱化

- 社会資本整備総合交付金（道路事業）
- 無電柱化推進計画事業

○電線共同溝方式によらない無電柱化

- 社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、都市再生整備計画事業、**無電柱化まちづくり促進事業**）
- 都市構造再編集集中支援事業

等

市街地開発事業等における無電柱化において、幹線道路では電線共同溝方式により実施されることが多いため、地上機器や電線等の費用は電線管理者が負担することとなり施行者の負担は限定的です。一方、生活道路では電線共同溝方式が採用されないことが多く、要件等で支援制度が活用できない場合は全額施行者が負担することとなるため、生活道路における無電柱化が進んでいない実態があります。

そこで国土交通省では、令和4年度より社会資本整備総合交付金の基幹事業として無電柱化まちづくり促進事業を創設しました。本事業は市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化であれば支援の対象となる制度であり、これまで支援できなかった市街地開発事業等にも活用の可能性が広がっています（図－2）。

図－2 無電柱化まちづくり促進事業の概要



また、上記支援制度創設に関連した動きとして、一般配電事業者の託送供給等約款が変更され、市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる無電柱化に係る地上機器や電線等の費用は、電線共同溝方式と同様に一般送配電事業者が負担することとなりました。令和4年1月より新たに供給申込みの申請手続きが行われる案件が対象となり、上記支援制度と併せて活用すれば、これまで施行者が全額費用負担してきた無電柱化について大幅に負担が軽減されるため、積極的な活用を図っていただきたいと思います（図－3）。

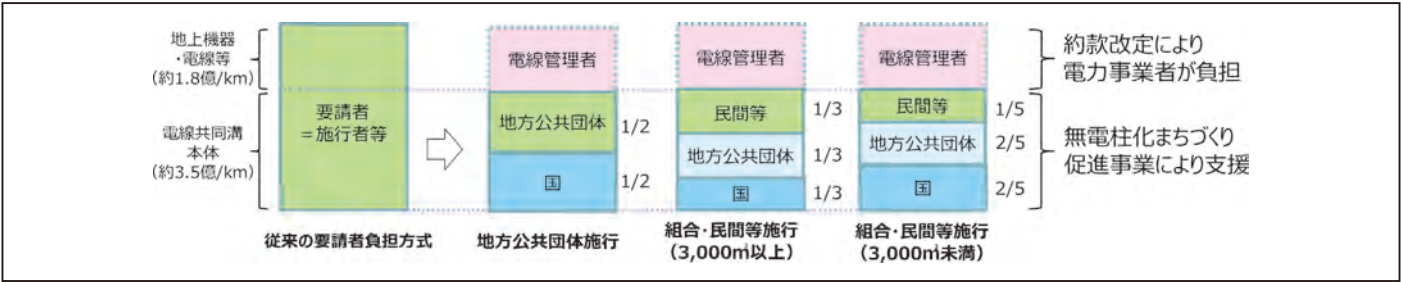
3.「市街地開発事業における無電柱化推進のガイドライン」の策定

国土交通省では、市街地開発事業における無電柱化に係る関係者間の円滑な合意形成及びコスト削減の実現に資するガイドライン（市街地開発事業における無電柱化推進ガイドライン）を作成し、令和4年5月に地方公共団体に周知しました。

本ガイドラインは、地方公共団体で市街地開発事業を担当される方（土地区画整理事業や市街地再開発事業等を担当される方や、組合等の施行者への指導・助言を行っている方）が、初めて無電柱化に取り組む際に参考となるよう無電柱化に係る基礎的な情報を整理したものです。

本ガイドラインは、次の内容により構成されています。

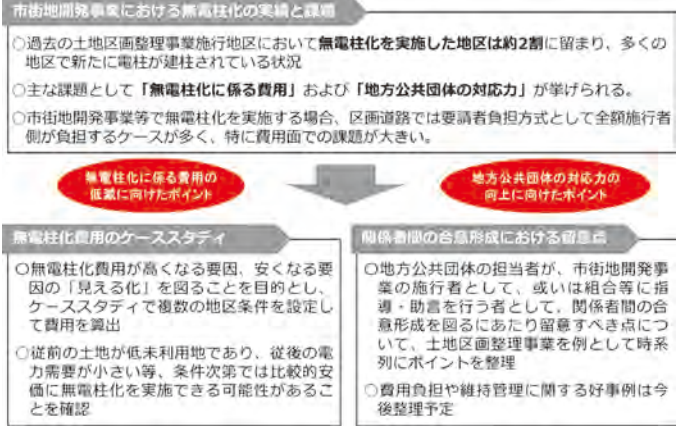
図－3 新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



- 無電柱化に係る基礎情報
 - ・無電柱化の構造、事業手法
 - ・新設電柱の抑制にかかる法令及び関係通知 等
- 市街地開発事業等における無電柱化
 - ・市街地開発事業等における無電柱化の実績、課題
- 無電柱化費用のケーススタディ
- 関係者間の合意形成における留意点

本ガイドラインの活用により市街地開発事業における無電柱化のコスト低減に向けた取組み、また施行担当者の対応力の向上を通じた道路管理者や電力事業者等の関連事業者との調整の円滑化が図られ、無電柱化のさらなる推進が期待されます（図－4）。

図－4 市街地開発事業における無電柱化推進のガイドラインの概要



4. おわりに

市街地開発事業等においては、道路整備と同時に無電柱化を実施することで、既設電柱の埋設と比べ、費用や工事期間を大きく圧縮することが可能となることから、今後の無電柱化の推進力となることが期待されています。

新たな無電柱化推進計画においても、道路事業と並び、市街地開発事業等における新設電柱の抑制について記載がなされたところであり、本計画の推進に向けて、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

1-4 電力事業者の無電柱化の取組

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

1. はじめに

経済産業省及び各電力会社では、「無電柱化の推進に関する法律」及び「無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化の取組を推進しています。近年、無電柱化の取組を一層加速するため、託送料金制度や託送供給等約款の改正、低コストや短期化につながる工法の開発、さらには現場の課題解決に向けた相談窓口の開設などの新たな取組を開始していますので、本稿を通じて紹介します。

2. 新設電柱の増加要因

無電柱化を効果的に推進するために、これまで推計していた電柱の増加本数について、各電力会社の協力の下、全数調査を実施し、さらに電柱の位置データを用いて、主な用途別の新設電柱数を明らかにしました。

調査結果は、図-1のとおり、年間の増減本数は約5.5万本となり、電力の供給申込みの約4.7万本のうち、約4.3万本が市街地開発事業等に係らない個別の申込みであることや、再生可能エネルギー発電所を系統に接続する際の電柱が約1万本増加していることが明らかになりました。

電柱新設数は約14.4万本（撤去数は約9万本）であり、そのうち、電力の供給申込みに係る約7万本が主な増加要因であったため、電柱の位置データを用いて地図上へのマッピングを実施し、電柱間の近接性や電柱新設時の新設本数等から、主な用途を類型化する分析を実施しました。

この結果、1～3本程度の電柱

を新設する個別から数戸の住宅や施設の電力の供給申込みが約半数を占め、次に、4～10本未満の電柱を新設する一定規模の住宅建設等に伴うもの、及び再生可能エネルギー発電所の建設に伴うものがそれぞれ約2割を占めました。残り約1割は、既存の系統から離れた場所への電力供給の申込みと、市街地開発事業等に係るもの、という用途別の構造が明らかになりました（図-2）。

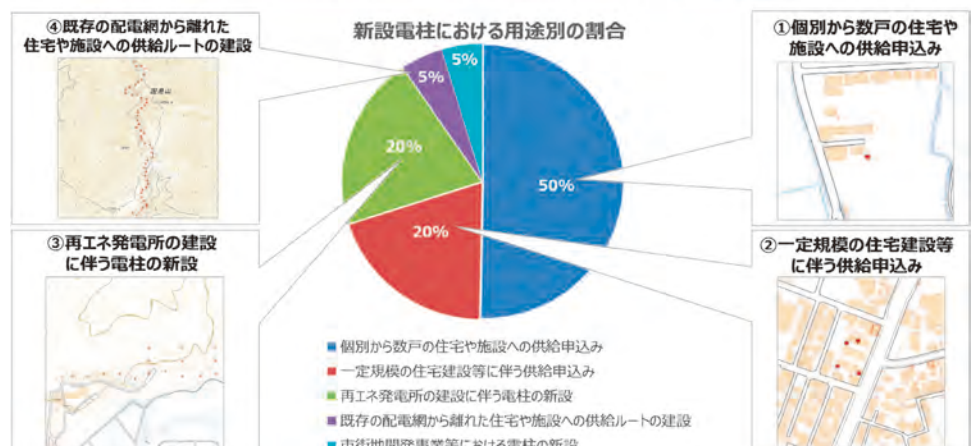
図-1 新設電柱の増加要因調査結果

- 令和3年度の調査においては、電力の電柱の年間増減は約5.5万本となった。
- 約5.5万本の内訳を、市街地開発事業等以外の個別の供給申込みに係るものが全体の約8割を占め、次に再生可能エネルギー発電設備に係るものが約2割を占めている状況。

種別	供給申込み			再生可能電設備への 接続に係るもの	更新・支障移設など (純撤去、無電柱化 含む)	増減 計	
	市街地開発事業等 に係るもの	左記以外で個別の供給 申込み（施設や住宅 等）などに係るもの	計				
官地	国道	0	▲ 45	▲ 45	▲ 61	▲ 331	-437
	都道府県道	32	747	779	322	670	1,771
	市町村道	272	7,046	7,318	1,416	2,188	10,922
	その他	238	3,495	3,733	675	112	4,520
民地	2,903	32,161	35,064	7,882	▲ 4,600	38,346	
増減 計	3,445	43,404	46,849	10,234	▲ 1,961	55,122	

図-2 用途別の分析結果

- 地図上への新設電柱のマッピング等を通じた分析により、市街地開発事業等以外の電柱新設については、主に4つ用途に分類された。
- ①個別から数戸の住宅や施設への供給申込み（1～3本程度の電柱新設）：2.6万本程度
- ②市街地開発事業等には該当しないが、一定規模（数戸から十数戸）の住宅建設等に伴う供給申込み（4～9本程度の電柱を新設）：1万本程度
- ③再生可能エネルギー発電所の建設に伴う電柱の新設：1万本程度
- ④既存の配電網から離れた住宅や施設への供給ルートの建設：2.5千本程度



こうした分析を活用し、住宅建設時の電柱新設の抑制など、次項に続く取組を講じることとしました。

3. 市街地開発事業等における無電柱化の推進

市街地開発事業等において無電柱化を行う際は、地方自治体や地域との協議により、主要な道路を電線共同溝方式による無電柱化を行っています。他方、対象道路以外の生活道路等の無電柱化は、これまで要請者が無電柱化に係る費用を全額負担する制度となっていました。

この状況を受け、市街地開発事業等において無電柱化を一層推進するため、市街地開発事業等で無電柱化を行う際には、電力会社が電線など一定の費用を負担する形となるように各電力会社において、託送供給等約款を改正しました。2022年1月から本制度の運用を開始し、東京都世田谷区で第一号案件が生まれるなど制度の活用が始まっています（図-3）。

4. 無電柱化に必要な資材や施工方法の工夫

無電柱化の最も大きな課題は、架空線と比べて大きい工事費用です。このため、資材について、高圧や低圧のケーブル、照明柱に設置するソフト地中化用変圧器などの仕様を全電力会社で統一し、全社による共同調達に取り組んでいます。

また、施工方法については、これまで設計から施工まで各事業者が道路管理者とそれぞれ調整を行っていましたが、電線管理者が道路管理者の窓口となり、すべての設計と施工を一体的に調整することで、再設計等の手戻り防止や工

図-3 市街地開発事業等における無電柱化の推進

- 市街地開発事業等における無電柱化について、電線共同溝方式においては、一般送配電事業者が電線、地上機器など全体の約1/3の費用を負担しているが、**電線共同溝方式以外の無電柱化については事業実施者が全額負担**していた。
- 電柱の新設抑制に向け、**電線共同溝方式以外の事業実施者が全額負担している無電柱化費用についても、市街地開発事業等においては、一般送配電事業者が一定程度※負担することを決定**（第35回電力・ガス基本政策小委員会（2021年5月25日））
※電線共同溝方式（1/3程度負担）と同等
- 費用負担を規定する託送供給等約款を改正し、**2022年1月1日より運用開始**。既に東京都世田谷区において全国初となる適用案件が生まれている。

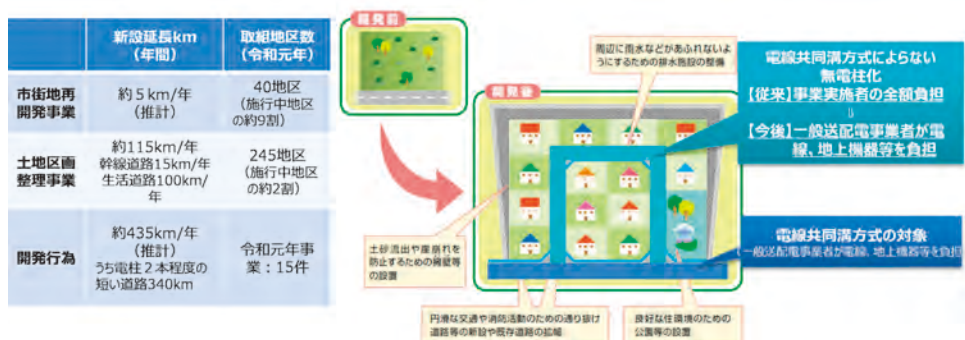
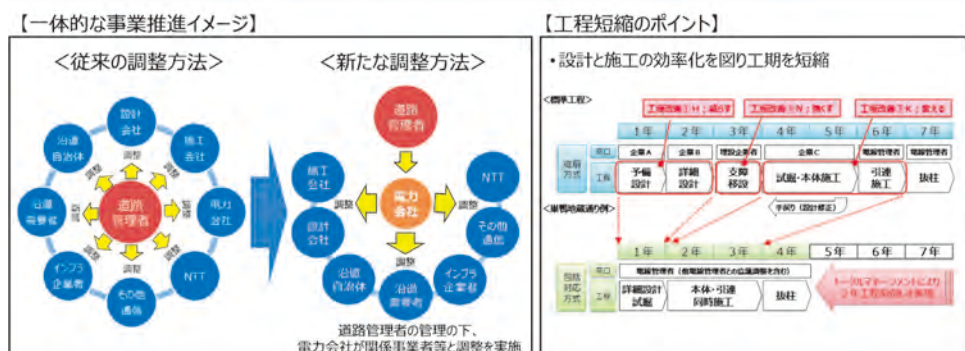


図-4 施工方法の効率化

- 電線共同溝方式では、従来、設計から施工まで各々が道路管理者と調整していたが、**電線管理者が道路管理者の窓口となり、全ての設計・施工を一体的に実施**することで、手戻り防止や工程効率化により、**約7年から約4年に工期短縮を実現**。
 - 先行的に取り組む電力会社から他社への水平展開を現在実施しており、**電線共同溝方式の工事の全国的なスピードアップ化**を目指す。
- 【参 考】東京電力PGの例：巣鴨地蔵通り（東京都豊島区）電線共同溝事業
沖縄電力の例：県道16号線（沖縄県うるま市）電線共同溝事業



程の効率化を図ることにより、7年程度要する工事を4年程度に短期化する取組を行っています（図-4）。

本施工には、地方自治体のご協力や工事に関連する企業とのチーム形成等が求められますが、地域の関係者のご協力をいただきつつ、他電力会社への展開を推進してまいります。

5. 託送料金制度の改革

電力供給に必要な費用を電気料金に計上する方法として、託送料金制度を設けており、各電力会社では本制度に基づいて電気料金算定を行っています。

2020年6月の電気事業法の改正により、託送料金制度に、一定期間の事業計画ごとに収入上限（レベニューキャップ）を設けて料金算定する制度に見直されましたが、その際、事業計画の目標の一つに、無電柱化の推進を盛り込むこと

図-5 レベニューキャップ制度の導入(託送料金制度改革)

- 2020年6月に電気事業法を改正し、送配電事業者が一定期間ごとに収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を2023年度に導入する。
- 本託送料金制度においては、一般送配電事業者は5年ごとに無電柱化などの事業計画を策定し、それに必要な費用をもとに収入上限を算定。
- 経済産業省が計画の達成状況を評価するとともに、一般送配電事業者各社の計画達成状況を公表する（レピュテーションインセンティブ）こととしている。

目標及びインセンティブの設定①			④無電柱化－安定供給		託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ 詳細参考資料（2021年11月）より抜粋
分野	項目	目標			
安定供給	停電対応	● 増設期間における停電量（居住区計画書案の停電を対象）が、自社の過去5年間における停電量の8割以下に抑えらるること	目標	● 無電柱化については、以下の2つの目標とインセンティブを設定する。	● 国土交通省にて決定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること
	設備拡張	● マスタープランに基づき区域系統整備計画に従って、増設期間における工事を完了すること			
	設備保全	● 高圧近代化促進策ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク（設備劣化・膨張度）を現状の水準以下に維持すること → 事前に、各一般送配電事業者が当該年の設備工事状況や工費、施工力等を踏まえ、中長期の更新投資計画を策定し、増設期間における設備保全計画を達成すること			
	無電柱化	● 国土交通省にて決定される無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること			
再生エネルギー導入拡大	新規再生エネルギーの早期かつ着実な導入	● 接続検討中の送電容量超過件数を、ゼロにする ● 契約内容上の送電容量超過件数を、ゼロにする	評価方法 (留置点)	● 取組目標の達成状況を、各社別に評価する。 (事業者の説明により、合理的な判断や発生要因による計画変更及び目標の未達成であればと判断される場合は、評価において考慮する。)	● 目標の達成により、中長期的な社会の便益を見込むものであり、工事の進捗状況の公表による透明化とインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因に改善策を打ち付け公表する。 ※なお、計画未達成の場合はその分の費用を送電事業者の収入上限から減額する。
	送電管理に資する対応	● 国や広域機関において検討されている設備管理（ノンファーム型接続や再給電等）その他送電管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること			
	発電予測精度向上	● 再生エネルギー発電設備の性能を目的に、発電予測精度の向上に取り組む目標を設定し、それを達成すること			

図-6 相談受付体制の整備

- 無電柱化に関し、関係者間の合意形成の円滑化を求める関係者の声を受け、以下の新たな取組を講じる。
- 各電力会社は無電柱化の調整に丁寧に応じるよう努めているが、改めて、各現場まで行く届くように、2年前に限らず、可能な限り調整に応じていく旨の周知徹底を行う。
- エネ庁HPに無電柱化に関する相談受付を新たに設置するとともに、関係省庁等において同様の事例が把握された場合には、エネ庁に情報提供し、事実関係の把握と調整を行う体制を新たに整備する。

[対外向けの相談受付体制の整備]

- 資源エネルギー庁における無電柱化に関するHP内に関係事業者や自治体向けの相談受付窓口を設置

● 物流仕組に関する相違点の把握について

無難化に際し、関係各団体の合意を得た内容を含む報告を受け、相談窓口を設置いたしました。

一般消費者事業者と法人（国庫事業者や地方自治体）の両方が、無難化に関する調査を実施するに当たり、若しくは各事業において、担当者への相談窓口がございします。以下、メールアドレスと相談窓口とを記載いたします。法人は、法人名、所属機関、メールアドレスを明記して送る必要がある。案件の件名、相談したい内容やお問い合わせの経路を明記していただくようお願いします。メールをいただきましたら、担当から返信させていただきます。

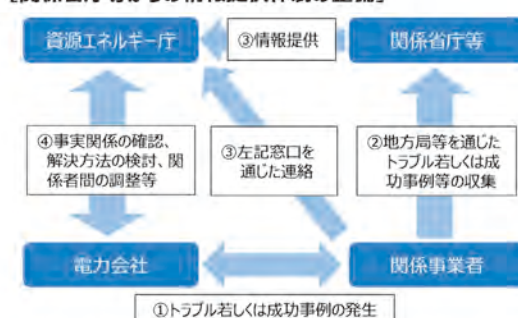
FIELD

前記いただいた内容については、事実関係の確認のため、当庁から一般送配電事業者等に確認する場合がございます。御座、御座ぬの内容に応じ、対応いたしますが、予め御留意ください。

当庁へのお問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力経営課
アドレス: htl-student@electricity.met.go.jp ※ご返信は必ずご確認ください。

〔関係省庁等からの情報提供体制の整備〕



⇒⑤収集した事例と調整結果等については、内容の抽象化を図り、FAQとしてまとめてHP等を通じて对外公表していく。

で、電力会社が無電柱化の費用を確実に回収可能となると同時に、各電力会社が事業計画に無電柱化の目標を掲げて取組を推進する体制を整えました（図－5）。本計画により、2023～2027年度までの間に全電力会社で約2,000kmの無電柱化に取り組むこととしています。

6. 無電柱化に関する相談窓口の開設

こうした取組に加え、無電柱化の現場での課題解決に向

け、各電力会社と地方自治体や開発事業者間の調整において課題が発生した際に、経済産業省に相談が可能となる窓口を新たに整備しました。資源エネルギー庁のウェブサイトにも窓口をご案内しておりますので、ご参照ください（図－6）。

7. おわりに

これらの取組を通じ、経済産業省では無電柱化の推進に注力してまいります。無電柱化に携わる方々におかれましても、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

2

取組事例

2-1 巣鴨地蔵通りの取組み

東京電力パワーグリッド株式会社 遠藤 和宏

1. はじめに

平成28年12月16日に公布、施行された「無電柱化の推進に関する法律」第7条により、令和3年度からの5年間の対象とした無電柱化推進計画が策定されました。推進計画の取組姿勢には、「新設電柱を増やさない」「徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化実施延長を延ばす」「事業の更なるスピードアップを図る」と示されています。

本稿では、東京電力グループが一丸となり、設計から施工までを一貫して実施する包括受託方式により、コスト縮減および事業のスピードアップを実現した一例「巣鴨地蔵通りの無電柱化事業（豊島区が事業主体）」についてご紹介します。

2. 事業概要

巣鴨地蔵通りは一般国道17号に接続し、地域の方々や観光客で賑わい、沿道には小規模ビルが建ち並び、昼は商店街、夜は生活道路として生活の重要な役割を担っています。

- ・事業名：巣鴨地蔵通り無電柱化事業
- ・事業主体：豊島区
- ・事業箇所：豊島区巣鴨3丁目から巣鴨4丁目
- ・事業期間（Ⅰ工区）：平成29年度～令和3年6月（抜柱）
- ・事業延長（Ⅰ工区）：185メートル
- ・総事業延長（Ⅰ～Ⅲ工区）：780メートル

写真-1
旧アーチ看板（抜柱前）



写真-2
新アーチ看板（抜柱後）



3. 事業経過

Ⅰ工区の無電柱化事業は東京電力グループとして平成29年より設計に着手し、令和3年6月に電柱7本の撤去が完了しました。現在は、Ⅰ工区は道路整備の設計、Ⅱ工区は詳細設計、Ⅲ工区は予備修正設計を行っています。

<Ⅰ工区事業経過>

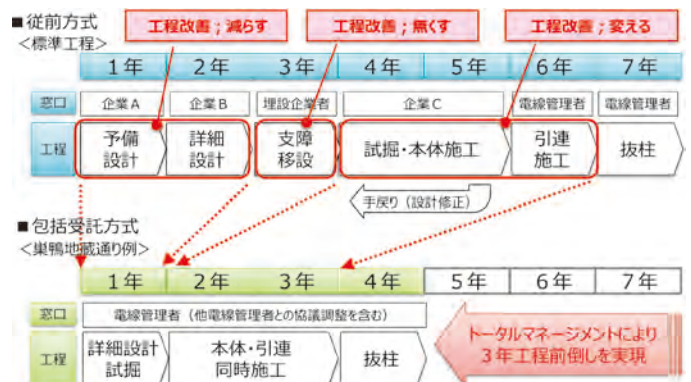
- ・平成29年度：予備修正設計着手、アーチ活用検討
- ・平成30年度：詳細設計、アーチ詳細構造検討
本体・引連工事協定締結、工事着手
- ・平成31年度：本体・引連工事、アーチ撤去・新設工事
- ・令和2年度：本体・引連工事完了
- ・令和3年度：架空電線撤去、抜柱
- ・令和4年度：道路整備設計

4. 包括受託方式による効果

包括受託方式での体系としては、予備修正設計・詳細設計をグループ企業である東電タウンプランニング(株)、本体・引込連系管工事を豊島区と東京電力パワーグリッド(株)により実施しました。

設計から施工までを一貫実施（窓口を含む）することで、配線計画や地上機器設置場所の確保など設計段階から実現可能な施工方法を協議し、試掘工事を設計段階に前倒し、確度の高い情報を設計に反映（フロントローディング）す

図-1 包括受託方式による事業のスピードアップ



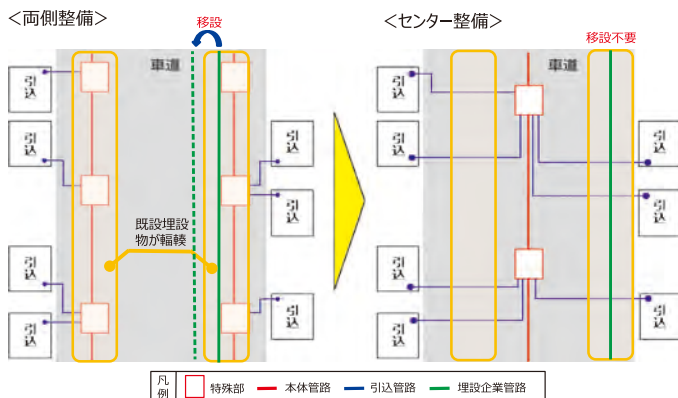
る等を含めて、トータルマネジメントの中で、工程改善や手戻り防止によるコスト縮減・工期短縮を実現し、通常7年程度かかるとされる無電柱化事業を3年前倒し、4年に短縮することを実現しました。

5. 事業の取組内容

事業の実現に向けて地域特性に応じた設計、工事を実施しました。

支障移設においては、電線共同溝の本体管路は両側整備がセオリーとなっていますが、既設埋設物が輻輳している場合は、支障移設に多大な労力と費用を要します。全体の工期・費用比較を行い、施工レベルまで考慮して本体管路と引込・連系管路を一括設計することで、大規模な支障移設を回避し最小化することを実現しました。

図－2 センター整備によるコスト縮減



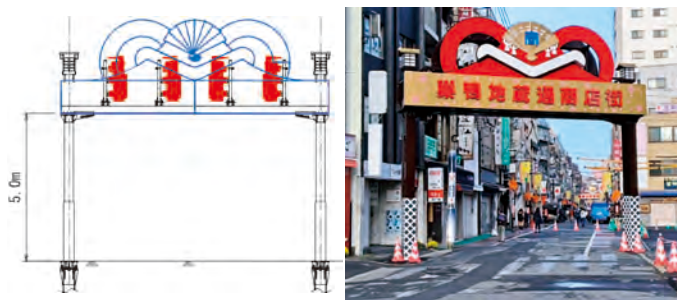
施工段階では、本体管路および引込・連系管路に合わせケーブル入線工事等の同時施工による作業の効率化により、さらなるコスト縮減・工期短縮を図りました。また、整備箇所が商店街でかつ観光地であったことから、施工可能な時間帯に制約があり、EPS材を道路路盤の仮復旧材料として使用することで、繰り返し掘削する際の埋め戻し材料費を低減し、かつ作業効率の向上を図りました。

写真－3 EPS施工状況

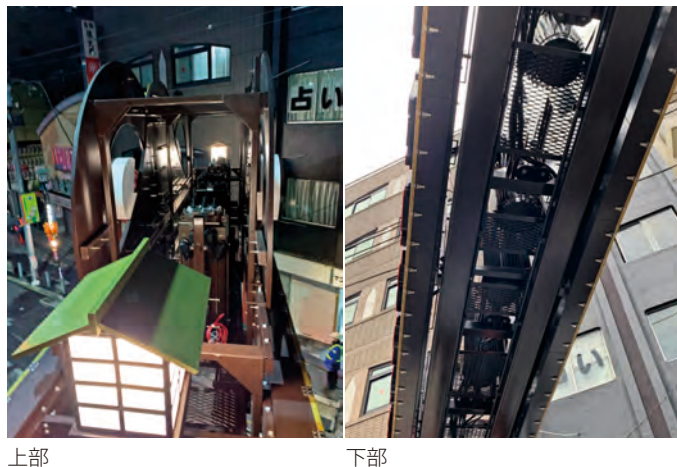


本通りは商店街のため電力需要密度が高く、多くの地上機器を設置する必要がありましたが、歩道のない道路のため設置箇所を確保できないことが大きな課題となっていました。この課題に対しては、配線計画段階から変圧器の設置台数や設置箇所を把握し、設計初期より関係者と調整（豊島区・地域住民）を実施することで、商店街のアーチに変圧器を設置するという、既存概念にとらわれない新しい変圧器の集中配置を実現しました。また、アーチの集中配置以外にも、設置箇所を整備する路線と接続する道路や私道に地上機器を配置するなど、豊島区や地域住民の方々との協議調整およびご協力により実現した事業事例です。

図－3 アーチの変圧器設置図



写真－4 アーチの変圧器



6. おわりに

これまで無電柱化は、防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観形成の観点で実施され、近年では、災害の激甚化・頻発化により、レジリエンス強化等、多様化する目的、社会からのニーズを確実に捉えることが求められています。東京電力グループでは、本稿で紹介した事例をはじめとするさまざまな無電柱化事業に対して積極的に取り組んでいきます。

2-2 無電柱化を活用した 宇都宮市の「歩いて楽しい道路空間づくり」

宇都宮市 建設部 道路建設課

1. はじめに

宇都宮市は関東平野の北端、栃木県のほぼ中央に位置する人口約50万人の中核市であり、奥州街道と日光街道が分岐する門前町や城下町として、古くから栄えてきたまちです（図－1）。

本市ではスーパースマートシティ※の基盤となるネットワーク型コンパクトシティ（NCC）の中核である都市拠点において、活力と賑わいにあふれ魅力ある中心市街地の形成に向け、誰もが楽しく回遊・交流できる環境を整備するため、無電柱化等により、ゆとりある道路空間の確保と安全で安心できる道路の整備を進めています。

本稿では無電柱化を活用した道路空間づくりの事例として、ユニオン通りの取り組みをご紹介します。

図－1 位置図



(2) 事業前の状況

商店街は道路際まで商店が建ち並んだ狭隘な道路です。歩車道が分離しておらず、電柱や街路灯が林立し、景観を阻害していました。平成4～5年度に街路灯やインターロッキングブロックなどの道路整備を実施しましたが、経年劣化や通行量の多さから路面の損傷があり、商店街から景観に配慮した道路整備が望まれていました（写真－1）。

そこで、平成20年度に本市の都心部道路景観整備事業に位置付け、「歩いて楽しい道路空間づくり」に着手することとなりました。

(3) 整備概要

- ・整備内容：電線類地中化、景観舗装、街路灯LED化
- ・整備期間：平成25年度～令和2年度
- ・整備費用：約4億8千万円（国費：約2億円）
- ・整備延長：約370 m
- ・道路幅員：5.5 m～6.5 m

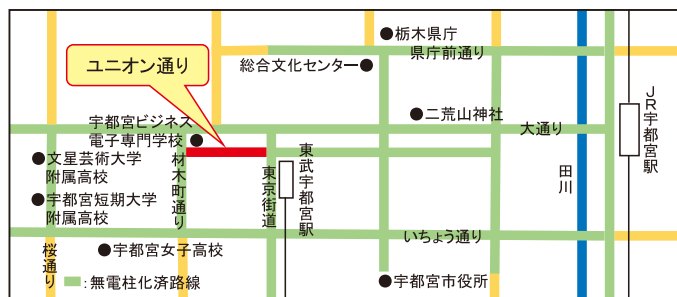
2. 事業概要

(1) ユニオン通りについて

ユニオン通りは本市の中心市街地の西端に位置し、近隣に高校等が集積していることから学生の通行量が多く、お洒落なショップや個性的な飲食店が出店する集客性の高い商店街で、地域内連携やコミュニティ創出に積極的に取り組んでいます（図－2）。

平成27年には経済産業省「がんばる商店街30選」に出されるなど、まちづくりへの関心が高い商店街です。

図－2 ユニオン通り位置図



3. 事業経過

- | | |
|-------------|-------------|
| ・平成20年度 | 整備路線に選定 |
| ・平成21年度 | 電線共同溝道路に指定 |
| ・平成22～26年度 | 測量・設計業務 |
| ・平成25～27年度 | 支障物移設工事 |
| ・平成26～28年度 | 電線共同溝工事 |
| ・平成29年度 | 街路灯設置工事 |
| ・平成30～令和元年度 | ケーブル入溝・電柱撤去 |
| ・令和元～2年度 | 舗装工事 |

写真－1 整備前



写真－2 整備後



4. ソフト地中化に至った経緯

平成20年度よりユニオン通り商店街と電線管理者を交えて無電柱化に向けた意見交換を開始し、道路拡幅を伴わ

ずに可能な整備手法の検討を行いました。

商店街には並行する裏通りが存在しないことや将来的に店舗外装工事の際に障害となるため、裏配線や軒下配線を採用しませんでした。電線類地中化について、電線管理者との合意により、電線共同溝方式による無電柱化が決定しました。しかし、狹隘道路であるため、地上機器をどこに設置するかが課題となりました。

商店街を交えた協議を重ね、地上機器は歩行者の通行に障害となる道路用地ではなく、民地への設置を検討しましたが、地権者の土地利用方針と合致せず、協力地を確保することができませんでした。そこで、省スペース化を可能とする街路灯と柱上変圧器を兼用したソフト地中化に着目し、商店街や電線管理者と勉強会を重ね、ソフト地中化へ舵を切りました。

5. 道路空間づくりの取組み

(1) 電線共同溝整備について

電線共同溝は本市、通信・電力事業者や商店街の6事業者が参画し、調整を図りながら、設計を進めました。歩道のない道路のため、構造は管路方式を採用し、既設埋設物の占用位置を考慮しつつ、電力管路及び通信管路が近接した直線形とすることで、施工性が向上するよう工夫しました（写真-3）。

(2) ソフト地中化支持柱について

支持柱は柱上変圧器のほか、商店街から要望のあった街路灯やフラッグアームを添架することとし、デザインについて関係者で検討を重ね決定しました（写真-4）。

支持柱の設置場所は地権者や店舗管理者と現地立会を通じた協議を重ね、将来の土地利用に支障とならないよう配慮しました。

支持柱の基礎は道路際まで建物が近接し、既設埋設物が輻輳しているため、基礎形状が小さいフランジ一体型鋼管杭基礎を採用し、偏心杭基礎とするなど工夫しました（写真-5）。

写真-3 管路敷設



写真-4 支持柱



写真-5 杭基礎



(3) 景観舗装について

舗装については商店街とともに先進地視察や工法等の勉強会を重ね、景観アドバイザーの協力もいただきながら、舗装工法とデザインを決定しました。

舗装工法は施工性や耐久性、維持管理のしやすさを考慮し、型押しアスファルト舗装工法を採用しました。

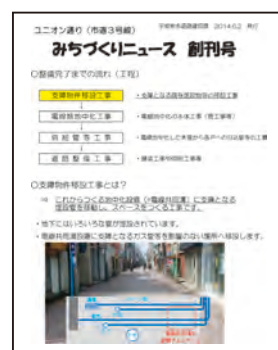
舗装デザインは車道帯と歩行帯の視認性を確保し、市のシンボル樹であるイチョウと市章の亀甲をモチーフとしたモダンなデザインとし、レンガ調の飽きない色づかいを採用しました。

(4) みちづくりニュースの発行

平成25年度より無電柱化に関わる工事に着手しました。工事完了まで長期間を要することから、地元住民の理解と協力を得るため、工事内容や進捗状況をわかりやすく紹介した『みちづくりニュース』を商店街と連携し、発行しました（図-3）。

この『みちづくりニュース』は、工事が完了した令和2年度まで工事の節目に合わせ発行し、第11号を数えました。

図-3
みちづくりニュース



6. 整備効果について

整備前は街路灯と電柱を併せて45本ありましたが、整備後は支持柱が22本となるなど、無電柱化を活用した道路整備によって、「ゆとりある歩行空間の確保」と「良好な景観形成」を実現できました（写真-2）。

地元からは「店舗前が整備され、通りの視界も広がりスッキリした」「歩きやすく綺麗になった」といった好評をいただいています。

7. おわりに

本市では昭和61年から中心市街地などの市道約10kmの無電柱化を進めてきました。

令和3年度にはNCCのさらなる促進に向け、防災力向上や良好な景観形成による魅力向上などに資する道路について、重点的に無電柱化を推進するための「宇都宮市無電柱化推進計画」を策定しました。

引き続き、住民や関係機関の皆様と連携を図りながら、無電柱化を活用した道路空間づくりに取り組んでいきます。